

「福島県防災基本条例素案」に対する県民意見公募(パブリックコメント)の結果について

1. 募集期間

令和6年11月19日(火)から令和6年12月19日(木)

2. 意見の提出方法

郵送、F a x 又は電子メール

3. 意見数

1件

4. いただいた御意見に対する県の考え方

頁	条	御意見等の内容	県の考え方
14	62	<p>【項目】 第11節 県の取組 第62条第5号</p> <p>【御意見の内容】 (総論)</p> <p>福島県ホームページトップを観ると、防災関連が大部分を占めている。未だに原子力緊急事態宣言が発令中なのだから当然だろう。また近年の大規模複合災害多発を知れば尚更だろう。危機管理意識が高い危機管理部として非常に良い仕事をしていると県民として褒めたい。私の愛読書の1つに、隠れたロングセラー「民間防衛(スイス政府)」原書房がある。これは永世中立国スイス政府が自国民への戦争や災害への心得対処を書いた本である。これは想定外を想定したガイドラインとも言えようか。想定外と云えば、東日本大震災の福島第一原発大事故が起きた時に電力会社や国が一斉に「想定外の事故」と述べていたのは記憶に新しい。しかしながら、1990.2.22出願の「特許2883938高台立地型原子力発電所」を読むと、既に東日本大震災の20年前には原子力発電所の立地場所の危険性を認識・想定していたと思われる。この特許を、国や電力会社等での情報共有・危機管理が成されてなかったのかどうか、責任が問われると私は思う。さて、話を戻そう。福島県防災基本条例素案は実に良く纏まっている。関係者各位にはお疲れ様と言いたい。この素案の眼目はただ一つ。「14頁23行 五 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における情報収集、共有及び発信の体制を整備すること。」である。県が県民に対してあらゆる手段でリアルタイムでスピーディーかつ正確な情報発信をしてくれてさえあればもうこれで完璧に近い防災になるよ。これに尽きるね!だから、県民防災アプリがダウンロード7万件達成してるのは素晴らしい事だから、今後も防災意識を醸成させていくアプローチに期待します。以上</p>	<p>(原案のとおり)</p> <p>引き続き、迅速な災害情報の収集及び関係機関への共有並びに様々な広報手段を活用した県民への速やかな情報発信に取り組んでまいります。</p>